

会員サービス規約

第1条 定義

1. 「会員サービス」とは一般社団法人日本NFTツーリズム協会（以下当協会といたします）が、申込者に提供するサービスのことをいい、当協会HP「会員サービス」ページにある「会員サービスメニューの詳細」に記載のセミナーや各種イベントをいいます。

2. 会員とは、本サービスを利用するために当該会員規約に同意のうえ当協会所定の入会申し込み方法により手続きを取り、当協会がこれを承諾した個人または法人とします。通常的一般社団法人における正会員や賛助会員とは異なります。

第2条 登録

- 会員は登録情報に変更が生じた場合は、速やかに変更の手続きを取るものとします。
- 登録情報の不備、変更手続きの不履行により、会員が不利益を被ったとしても当協会はいかなる責任も負いません。

第3条 会員規約

- この会員規約は、当協会による会員サービスの提供およびその利用にかかわる一切について適用されます。
- 当協会は、提供するサービスごとに別途利用約款および利用上の注意などの諸規定を設けることがあります。この場合、会員が当該諸規定に同意することが利用の条件となり、会員規約と諸規定の定めが異なる場合は諸規定が優先します。

第4条 通知等

- 当協会は会員規約の一部を変更することがあります。その際、当協会HP (<https://nfttourism.net/>) 等により、その内容を会員に事前に通知、告知または公表します。
- 会員サービスの運営上必要な通知および告知は、当協会HP (<https://nfttourism.net/>) 等により、その内容を会員に事前に通知、告知または公表します。

第5条 利用料金および諸費用

- 会員サービスへの申込は3万円（税別）とします。
- インターネット周辺機器、アクセスにかかる通信料・接続料、各種サービスへの応募にかかる郵便料金、電話サービスにかかる電話料金、イベントに参加するための交通費その他これらに類する費用については会員負担になります。

第6条 会員情報の取り扱い

個人情報は、当協会HP上に掲示している「個人情報保護方針」に基づき適切に取り扱います。

第7条 自己責任・免責

1. 会員が会員サービスの利用を通じて第三者と取引関係に入る際、取引条件などを十分に確認のうえ会員自らの責任で当該取引をするものとします。商品・サービスの受け渡し、対価の支払い、品質の保証その他取引に関する

すべての事項は、会員と当該取引相手である第三者との間で解決し、当該取引に関連して当協会が提供した内容および利用結果については、当協会はいかなる責任も負いません。

2. 当協会主催のセミナー発信内容等による会員様自身の経済的損失等につきましては、当協会は一切の責任を負いかねます。関連する法律が整備段階である事、暗号資産の価格変動や、技術の発展により事業環境が随時変化する事を考慮した上で、会員サービスをご利用ください。

3. 会員が本規約等に違反したことによって生じた損害については、当協会は一切責任を負いません。

第8条 事務所

当協会は事務局を東京都新宿区高田馬場3丁目25番27号に置きます。

第9条 ユーザIDおよびパスワードの管理

ユーザIDおよびパスワードは、他人に知られることがないように定期的に変更する等、会員本人が責任をもって管理してください。入力されたユーザIDおよびパスワードが登録されたものと一致することを所定の方法により確認した場合、会員による利用があったものとみなし、それらが盗用、不正使用その他の事情により会員以外の者が利用している場合であっても、それにより生じた損害について当協会は一切責任を負いません。

第10条 禁止事項

本サービスの利用に際して、会員に対し次の行為を行うことを禁止します。

1. 法令または本規約、本サービスご利用上のご注意その他の本規約等に違反すること
2. 当協会、サービス提供者およびその他の第三者の権利、利益、名誉等を損ねること
3. 青少年の心身に悪影響を及ぼす恐れがある行為、その他公序良俗に反する行為を行うこと
4. 他の会員、その他の第三者に迷惑となる行為や不快感を抱かせる行為を行うこと
5. 虚偽の情報を発信すること
6. 当協会のサーバその他のコンピュータに不正にアクセスすること
7. ユーザIDおよびパスワードを第三者に貸与・譲渡すること、または第三者と共用すること

第11条 サービスの中断・停止等

当協会は、サービスを常に良好な状態でご利用いただくために、システムの緊急保守を行う場合、システムに負荷が集中した場合、サービスの運営に支障が生じると当協会が判断した場合、会員のセキュリティを確保する必要が生じた場合、その他必要があると判断した場合には、事前に通知することなく、サービスの全部または一部の提供を中断または停止する等の必要な措置を取ることができるものとします。この場合に会員に生じた損害について、当協会は一切責任を負わないものとします。

第13条 特定会員の利用停止・会員資格取消

当協会は、特定の会員が次の各号に該当すると判断した場合には、事前に通知することなく当該会員によるサービスの利用停止、当該会員のユーザIDおよびパスワードの変更、または当該会員の会員資格の取消しを行うことができるものとします。これにより会員に何らかの損害が生じたとしても、当協会は一切責任を負わないものとします。

1. 会員に法令や本規約等に違反する行為があった場合
2. 会員にサービス利用に関して不正行為があった場合
3. 一定回数以上のパスワードの入力ミスがあるなど会員のセキュリティを確保するために必要な場合
4. その他当協会が適当と判断した場合

第14条 契約期間、退会、更新

1. 契約期間は、入金後の翌月初日より1年間となります。

2. 会員が退会を希望する場合には、契約満了月の前月末までにお知らせください（例：3月末退会の場合、2月末までにご連絡ください）。手続きは、会員本人が当協会所定の方法により行ってください。所定の退会手続きの終了後に退会となります。

3. 更新は、入金確認及び協会の承認後となります。

第15条 サービスの変更・廃止

当協会は、その判断によりサービスの全部または一部を適宜変更・廃止できるものとします。

第16条 反社会的勢力排除

1. 会員は、入会にあたり、次の各号に定める事項に現在該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 自らが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴排法」という、第2条第2号に規定する暴力団をいう）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他暴力、威力、詐欺的手法を用いて暴力的不法行為等（同条第1号に規定する行為）を常習的に行う、又は自らの目的を達成することを常習とする集団又は個人（以下併せて「反社会的勢力」という）に該当しないこと。

(2) 自己の代表者、役員又は主要な職員が反社会的勢力に該当しないこと。

(3) 自己の主要な出資者その他経営を支配していると認められる者が反社会的勢力に該当しないこと。

(4) 直接、間接を問わず、反社会的勢力が自己の経営に関与していないこと。

(5) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有していないこと。

(6) 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の提供等をしていないこと。

(7) 自己の代表者、役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に批判されるべき関係を有していないこと。

(8) 自己の代表者、役員、主要な職員又は経営に実質的に関与している者が、贈賄・独占禁止・談合・不正行為・契約違反・他違反により逮捕、書類送検又は起訴されたことがないこと。

2. 会員は、自ら又は第三者をして次の各号に定める行為を行ってはならない。

(1) 暴排法第9条各号に定める暴力的要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

3. 虚偽の申告をした場合には、強制的に退会をすることとし、当協会が行う一切の措置について異議を申すことができません。また、これにより損害が生じた場合でも、会員の責任といたします。

第17条 準拠法と合意管轄

この会員規約は日本法に準拠し、日本の法令に従って解釈されるものとします。会員規約および会員サービスに関する会員と当協会との間の紛争については東京地方裁判所をもって第1審の専属管轄裁判所とします。